

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年9月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2200016 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2200015 号

第 1 結論

1. 請求者のA社 (平成 26 年 6 月 23 日に「B社」に名称変更し、平成 31 年 2 月 6 日に「C社」として適用) (以下「D社」という。) における平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間、平成 17 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 19 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 21 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 22 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 23 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 15 年 11 月から平成 16 年 8 月までの期間、平成 17 年 3 月から同年 8 月までの期間、平成 19 年 3 月から同年 6 月までの期間、平成 21 年 3 月から同年 8 月までの期間、平成 22 年 2 月、同年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月、平成 23 年 2 月、同年 3 月及び同年 7 月から平成 30 年 8 月までの期間 (以下「訂正対象期間①」という。) の標準報酬月額については、別表①の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から同表の第 3 欄に掲げる標準報酬月額とする。

訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2. 請求者のD社における平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間、平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間、平成 27 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 28 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 20 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 22 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 24 年 9 月から平成 25 年 1 月までの期間、同年 5 月から同年 12 月までの期間、平成 27 年 9 月から同年 11 月までの期間、平成 28 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 11 月までの期間、平成 29 年 7 月から平成 30 年 1 月までの期間、同年 3 月及び同年 6 月から同年 8 月までの期間 (以下「訂正対象期間②」という。) の標準報酬月額については、上記 1 の訂正後の標準報酬月額 (別表①の第 3 欄に掲げる標準報酬月額) 又はオンライン記録の標準報酬月額 (別表①の第 2 欄に掲げる標準報酬月額) から別表①の第 4 欄に掲げる標準報酬月額とする。

訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の訂正後の標準報酬月額又はオンライン記

録の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

4 請求者のD社における別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求者のD社における別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第3欄に掲げる標準賞与額から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額(上記4の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

6 請求者のD社における別表②の第1欄に掲げる請求期間④から②まで、④及び⑤の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表②の第1欄に掲げる請求期間④から②まで、④及び⑤の賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表②の第1欄に掲げる請求期間④から②まで、④及び⑤の賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

7 請求者のD社における別表②の第1欄に掲げる請求期間④、⑥、⑦、⑨から②まで及び④の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第3欄に掲げる標準賞与額から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表②の第1欄に掲げる請求期間④、⑥、⑦、⑨から②まで及び④の賞与支払年月日に係る標準賞与額(上記6の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文

の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 22 日から令和元年 8 月 26 日まで
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 17 年 7 月
④ 平成 17 年 12 月
⑤ 平成 18 年 7 月
⑥ 平成 19 年 7 月
⑦ 平成 19 年 12 月
⑧ 平成 20 年 7 月
⑨ 平成 20 年 12 月
⑩ 平成 21 年 7 月
⑪ 平成 21 年 12 月
⑫ 平成 22 年 7 月
⑬ 平成 22 年 12 月
⑭ 平成 23 年 7 月
⑮ 平成 23 年 12 月
⑯ 平成 24 年 7 月
⑰ 平成 24 年 12 月
⑱ 平成 25 年 7 月
⑲ 平成 25 年 12 月
⑳ 平成 26 年 7 月
㉑ 平成 26 年 12 月
㉒ 平成 28 年 7 月
㉓ 平成 28 年 12 月
㉔ 平成 29 年 7 月
㉕ 平成 29 年 12 月

私は、請求期間①について、D社に勤務し、国に記録されている標準報酬月額より高額な給与の支払を受けていた。請求期間②、③及び㉒について、国に記録されている標準賞与額より高額な賞与の支払を受けていた。請求期間④から㉒まで、㉔及び㉕について、賞与の支払を受

けていたが、標準賞与額の記録がない。調査の上、各請求期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成15年11月1日から平成16年9月1日までの期間、平成17年3月1日から同年9月1日までの期間、平成19年3月1日から同年7月1日までの期間、平成21年3月1日から同年9月1日までの期間、平成22年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成23年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年7月1日から平成30年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）又は請求者から提出された源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）によると、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成15年11月から平成16年8月までの期間、平成17年3月から同年8月までの期間、平成19年3月から同年6月までの期間、平成21年3月から同年8月までの期間、平成22年2月、同年5月から同年8月までの期間、同年11月、平成23年2月、同年3月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月から平成24年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、同年7月から平成25年1月までの期間、同年3月から平成26年1月までの期間、同年3月から平成27年1月までの期間、同年3月から平成28年1月までの期間、同年3月から平成29年1月までの期間、同年3月及び同年6月から平成30年8月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成22年4月、平成23年10月、平成24年2月、同年6月、平成25年2月、平成26年2月、平成27年2月、平成28年2月、平成29年2月、同年4月及び同年5月の標準報酬月額については、給料支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる報酬月額から、別表①の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間、平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間、平成 27 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 28 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、給料支払明細書によると、標準報酬月額の変定又は決定の基礎となる月に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、上記 1 の訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、訂正対象期間②の標準報酬月額については、別表①の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（別表①の第 3 欄に掲げる標準報酬月額）又はオンライン記録の標準報酬月額（別表①の第 2 欄に掲げる標準報酬月額）から同表の第 4 欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成 15 年 7 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 19 年 3 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間、平成 21 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 22 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、平成 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 30 年 9 月 1 日から令和元年 8 月 26 日までの期間について、給料支払明細書又は源泉徴収簿によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額もしくは本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額ではないことから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

4 請求期間②、③及び④について、請求者から提出された賞与支払明細書（以下「賞与支払明細書」という。）又は源泉徴収簿によると、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録の標準賞与額より高額であることが確認できる。

なお、請求期間②、③及び④の賞与支払年月日については、オンライン記録から、それぞれ別表②の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表②の第 1 欄に掲げる請求期間②、③及び④の賞与支払年月日に係る標準賞与額については、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる標準賞与額から同表の第 3 欄に掲げる標準賞

与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間②、③及び③について、賞与支払明細書又は源泉徴収簿によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記4の訂正後の標準賞与額より高額であることが確認できる。

したがって、別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る標準賞与額については、賞与支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる賞与額から、それぞれ同表の第3欄に掲げる標準賞与額から同表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、別表②の第1欄に掲げる請求期間②、③及び③の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額（上記4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 6 請求期間④から②まで、④及び⑤について、賞与支払明細書又は源泉徴収簿によると、請求者は、D社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間④から②まで、④及び⑤の賞与支払年月日については、D社の回答又は源泉徴収簿から、それぞれ別表②の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④から②まで、及び④の標準賞与額については、賞与支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、それぞれ別表②の第3欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る別表②の第1欄に掲げる請求期間④から②まで、④及び⑤の賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

7 請求期間④、⑥、⑦、⑨から⑳まで及び㉔について、賞与支払明細書又は源泉徴収簿によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記6の訂正後の標準賞与額より高額であることが確認できる。

したがって、請求期間④、⑥、⑦、⑨から⑳まで及び㉔の標準賞与額については、賞与支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる賞与額から、それぞれ別表②の第3欄に掲げる標準賞与額から同表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、別表②の第1欄に掲げる請求期間④、⑥、⑦、⑨から⑳まで及び㉔の賞与支払年月日に係る標準賞与額（上記6の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表①

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法75条本文)
年	月			
平成15	7	15万円	該当なし	該当なし
	8	15万円	該当なし	該当なし
	9	15万円	該当なし	該当なし
	10	15万円	該当なし	該当なし
	11	15万円	16万円	該当なし
	12	15万円	16万円	該当なし
平成16	1	15万円	16万円	該当なし
	2	15万円	16万円	該当なし
	3	15万円	16万円	該当なし
	4	15万円	16万円	該当なし
	5	15万円	16万円	該当なし
	6	15万円	16万円	該当なし
	7	15万円	16万円	該当なし
	8	15万円	16万円	該当なし
	9	16万円	該当なし	該当なし
	10	16万円	該当なし	該当なし
	11	16万円	該当なし	該当なし
	12	16万円	該当なし	該当なし
平成17	1	16万円	該当なし	該当なし
	2	16万円	該当なし	該当なし
	3	16万円	17万円	該当なし
	4	16万円	17万円	該当なし
	5	16万円	17万円	該当なし
	6	16万円	17万円	該当なし
	7	16万円	17万円	該当なし
	8	16万円	17万円	該当なし
	9	17万円	該当なし	該当なし
	10	17万円	該当なし	該当なし
	11	17万円	該当なし	該当なし
	12	17万円	該当なし	該当なし

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法75条本文)
年	月			
平成18	1	17万円	該当なし	該当なし
	2	17万円	該当なし	該当なし
	3	17万円	該当なし	該当なし
	4	17万円	該当なし	該当なし
	5	17万円	該当なし	該当なし
	6	17万円	該当なし	該当なし
	7	17万円	該当なし	該当なし
	8	17万円	該当なし	該当なし
	9	17万円	該当なし	該当なし
	10	17万円	該当なし	該当なし
	11	17万円	該当なし	該当なし
	12	17万円	該当なし	該当なし
平成19	1	17万円	該当なし	該当なし
	2	17万円	該当なし	該当なし
	3	17万円	19万円	該当なし
	4	17万円	19万円	該当なし
	5	17万円	19万円	該当なし
	6	17万円	19万円	該当なし
	7	20万円	該当なし	該当なし
	8	20万円	該当なし	該当なし
	9	20万円	該当なし	該当なし
	10	20万円	該当なし	該当なし
	11	20万円	該当なし	該当なし
	12	20万円	該当なし	該当なし
平成20	1	20万円	該当なし	該当なし
	2	20万円	該当なし	該当なし
	3	20万円	該当なし	該当なし
	4	20万円	該当なし	該当なし
	5	20万円	該当なし	該当なし
	6	20万円	該当なし	該当なし
	7	20万円	該当なし	該当なし
	8	20万円	該当なし	該当なし

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文)
年	月			
平成 20	9	22 万円	該当なし	30 万円
	10	22 万円	該当なし	30 万円
	11	22 万円	該当なし	30 万円
	12	22 万円	該当なし	30 万円
平成 21	1	22 万円	該当なし	該当なし
	2	22 万円	該当なし	該当なし
	3	22 万円	28 万円	該当なし
	4	22 万円	26 万円	該当なし
	5	22 万円	30 万円	該当なし
	6	22 万円	30 万円	該当なし
	7	22 万円	26 万円	該当なし
	8	22 万円	26 万円	該当なし
	9	28 万円	該当なし	該当なし
	10	28 万円	該当なし	該当なし
	11	28 万円	該当なし	該当なし
	12	28 万円	該当なし	該当なし
平成 22	1	28 万円	該当なし	該当なし
	2	28 万円	30 万円	該当なし
	3	28 万円	該当なし	該当なし
	4	28 万円	30 万円	該当なし
	5	28 万円	32 万円	該当なし
	6	28 万円	30 万円	該当なし
	7	28 万円	30 万円	該当なし
	8	28 万円	30 万円	該当なし
	9	28 万円	該当なし	36 万円
	10	28 万円	該当なし	36 万円
	11	28 万円	30 万円	36 万円
	12	28 万円	該当なし	36 万円
平成 23	1	28 万円	該当なし	該当なし
	2	28 万円	30 万円	該当なし
	3	28 万円	30 万円	該当なし
	4	28 万円	該当なし	該当なし

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法75条本文)
年	月			
平成23	5	28万円	該当なし	該当なし
	6	28万円	該当なし	該当なし
	7	28万円	30万円	該当なし
	8	28万円	32万円	該当なし
	9	28万円	30万円	該当なし
	10	28万円	34万円	該当なし
	11	28万円	34万円	該当なし
	12	28万円	38万円	該当なし
平成24	1	28万円	32万円	該当なし
	2	28万円	34万円	該当なし
	3	28万円	32万円	該当なし
	4	28万円	34万円	該当なし
	5	28万円	30万円	該当なし
	6	28万円	32万円	該当なし
	7	28万円	30万円	該当なし
	8	28万円	32万円	該当なし
	9	28万円	30万円	34万円
	10	28万円	30万円	34万円
	11	28万円	32万円	34万円
	12	28万円	30万円	34万円
平成25	1	28万円	32万円	34万円
	2	28万円	34万円	該当なし
	3	28万円	34万円	該当なし
	4	28万円	34万円	該当なし
	5	28万円	32万円	34万円
	6	28万円	32万円	34万円
	7	28万円	30万円	34万円
	8	28万円	32万円	34万円
	9	28万円	32万円	36万円
	10	28万円	30万円	36万円
	11	28万円	32万円	36万円
	12	28万円	32万円	36万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文)
年	月			
平成 26	1	28 万円	32 万円	該当なし
	2	28 万円	34 万円	該当なし
	3	28 万円	34 万円	該当なし
	4	28 万円	36 万円	該当なし
	5	28 万円	34 万円	該当なし
	6	28 万円	34 万円	該当なし
	7	28 万円	32 万円	該当なし
	8	28 万円	34 万円	該当なし
	9	30 万円	34 万円	該当なし
	10	30 万円	36 万円	該当なし
	11	30 万円	36 万円	該当なし
	12	30 万円	36 万円	該当なし
平成 27	1	30 万円	38 万円	該当なし
	2	30 万円	41 万円	該当なし
	3	30 万円	36 万円	該当なし
	4	30 万円	36 万円	該当なし
	5	30 万円	36 万円	該当なし
	6	30 万円	32 万円	該当なし
	7	30 万円	32 万円	該当なし
	8	30 万円	34 万円	該当なし
	9	30 万円	34 万円	38 万円
	10	30 万円	36 万円	38 万円
	11	30 万円	36 万円	38 万円
	12	30 万円	38 万円	該当なし
平成 28	1	30 万円	38 万円	該当なし
	2	30 万円	38 万円	該当なし
	3	30 万円	34 万円	38 万円
	4	30 万円	36 万円	38 万円
	5	30 万円	36 万円	38 万円
	6	30 万円	38 万円	該当なし
	7	30 万円	34 万円	38 万円
	8	30 万円	34 万円	38 万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法75条本文)
年	月			
平成28	9	32万円	36万円	38万円
	10	32万円	36万円	38万円
	11	32万円	34万円	38万円
	12	32万円	38万円	該当なし
平成29	1	32万円	38万円	該当なし
	2	32万円	38万円	該当なし
	3	32万円	38万円	該当なし
	4	32万円	38万円	該当なし
	5	32万円	38万円	該当なし
	6	32万円	38万円	該当なし
	7	32万円	38万円	44万円
	8	32万円	41万円	44万円
	9	32万円	41万円	44万円
	10	32万円	41万円	44万円
	11	32万円	41万円	44万円
	12	32万円	41万円	44万円
平成30	1	32万円	41万円	44万円
	2	32万円	44万円	該当なし
	3	32万円	41万円	44万円
	4	32万円	44万円	該当なし
	5	32万円	44万円	該当なし
	6	32万円	41万円	44万円
	7	32万円	41万円	44万円
	8	32万円	38万円	44万円
	9	47万円	該当なし	該当なし
	10	47万円	該当なし	該当なし
	11	47万円	該当なし	該当なし
	12	47万円	該当なし	該当なし
平成31	1	47万円	該当なし	該当なし
	2	47万円	該当なし	該当なし
	3	47万円	該当なし	該当なし
	4	47万円	該当なし	該当なし

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法75条本文)
年	月			
令和元	5	47万円	該当なし	該当なし
	6	47万円	該当なし	該当なし
	7	47万円	該当なし	該当なし

別表②

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求 期間	賞与支払年月日	オンライン記録の 標準賞与額 (訂正前)	訂正後の 標準賞与額 (厚年特例法)	訂正後の 標準賞与額 (厚年法 75 条本文)
②	平成 16 年 12 月 10 日	13 万円	16 万円	16 万 5,000 円
③	平成 17 年 6 月 10 日	13 万円	16 万円	16 万 5,000 円
④	平成 17 年 12 月 9 日	記録なし	16 万 6,000 円	17 万円
⑤	平成 18 年 8 月 3 日	記録なし	19 万円	該当なし
⑥	平成 19 年 7 月 31 日	記録なし	24 万円	25 万円
⑦	平成 19 年 12 月 31 日	記録なし	25 万 4,000 円	26 万円
⑧	平成 20 年 7 月 31 日	記録なし	26 万円	該当なし
⑨	平成 20 年 12 月 10 日	記録なし	26 万円	27 万円
⑩	平成 21 年 6 月 10 日	記録なし	26 万円	27 万円
⑪	平成 21 年 12 月 10 日	記録なし	26 万円	27 万円
⑫	平成 22 年 7 月 12 日	記録なし	26 万 8,000 円	29 万円
⑬	平成 22 年 12 月 10 日	記録なし	28 万円	29 万円
⑭	平成 23 年 7 月 12 日	記録なし	28 万円	29 万円
⑮	平成 23 年 12 月 10 日	記録なし	28 万円	29 万円
⑯	平成 24 年 7 月 10 日	記録なし	24 万円	25 万円
⑰	平成 24 年 12 月 10 日	記録なし	24 万円	25 万円
⑱	平成 25 年 7 月 10 日	記録なし	28 万円	29 万円
⑲	平成 25 年 12 月 10 日	記録なし	27 万 5,000 円	29 万円
⑳	平成 26 年 7 月 10 日	記録なし	30 万円	31 万円
㉑	平成 26 年 12 月 10 日	記録なし	32 万円	33 万円
㉒	平成 28 年 7 月 8 日	記録なし	36 万円	該当なし
㉓	平成 28 年 12 月 12 日	36 万円	37 万 3,000 円	38 万円
㉔	平成 29 年 7 月 7 日	記録なし	37 万 4,000 円	38 万円
㉕	平成 29 年 12 月 10 日	記録なし	40 万円	該当なし

以上